

中国における商業秘密について

(2015年3月)

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)
武漢事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

目次

1. 中国における商業秘密の定義およびその要件について	1
2. 商業秘密保護について.....	2
3. 商業秘密保護の具体的な管理方法について	2
4. 法的責任	4

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構(ジェトロ)武漢事務所が上海里格(武漢)法律事務所に作成を委託し、2015年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありませんこと予めお断りします。

ジェトロおよび上海里格(武漢)法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび上海里格(武漢)法律事務所がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

進出企業支援・知的財産部

進出企業支援課

※2015年4月1日の組織変更により、部課名およびメールアドレスが変更となりました。

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・武漢事務所

E-mail：PCW@jetro.go.jp

中国における商業秘密について(2015年3月)

1. 中国における商業秘密の定義およびその要件について

商業秘密とは、一般に「技術上またはビジネス・営業上のノウハウなど財産的価値のある情報」を指すが、中国法の保護を受けるためには、法律法規規定の定義およびその要件を満たさなければならない。

1) 商業秘密の定義

商業秘密とは、公知ではなく、権利者に経済的な利益をもたらす、実用性を備え、かつ権利者が秘密保持措置を講じている技術情報及び営業情報をいう（「不正競争防止法」第10条）

2) 商業秘密の要件

企業が保有する技術上または営業上の情報が商業秘密に該当するためには、次に掲げる要件を同時に満たさなければならない。

(1) 公知でないこと（非公知性）

一般的には知られていないことである。一般公衆により知られている情報はもちろん、当該情報が属する分野において、関係技術者等が通常知っている情報、または容易に入手できる情報も「公知」の情報と見なされてしまうので、商業秘密にはあたらない。

また、次のいずれかに該当する情報も、通常「公知」とされている。

- ① 関連する技術的・経済的分野において一般的な常識または慣行となっている情報
- ② 製品のサイズ、構造、材料、部品の簡単な組合せに関するもので、製品を観察すれば直接入手できてしまう情報
- ③ 出版物、シンポジウム、展示会等、公開のルートにより容易に入手できる情報

(2) 実用性を有し、経済的な利益を生み出せること（有用性）

この要件は、実用性のない情報を不正競争防止法による保護の射程から排除するほか、当該情報を利用することにより商業上の利益を創出できることを要求している。現実に利益を生み出している情報だけではなく、潜在的な利益を有する情報、すなわち、利益の発生が見込まれる情報、直接利益は生み出さないが保有

者に競争上の優位性を維持させる効果を有する情報も、この要件を満たすものとされている。

(3) 秘密保持措置が採られていること（秘密管理性）

企業が自己の保有する情報に対して秘密保持措置を採らない場合、当該情報は不正競争防止法上の商業秘密とは認められない。秘密保持措置は、当該情報が有する商業的価値に相当するものでなければならず、通常の状態において当該情報の漏洩を防ぐに足りるものでなければならない。

秘密管理性は商業秘密の中核的な要件で、当該要件が認められるためには、一般に情報の秘密保持のために必要な管理をしており、かつそれが客観的に認められなければならない。

2. 商業秘密保護について

「不正競争防止法」および「中華人民共和国刑法」における商業秘密侵害行為に関する規定

商業秘密を不正に取得し、これを使用する行為のほか、不正に取得した商業秘密を不正に開示する行為を不正競争行為として規定している。具体的には以下の行為がこれにあたる。

- (1) 技術上の秘密の権利者から窃盗、誘引、脅迫またはその他の不正な手段により商業秘密を取得する行為
- (2) 窃盗、誘引、脅迫またはその他の不正な手段を用いて獲得した権利者の商業秘密を披露、使用する、又は他人の使用を許諾する行為
- (3) 取り決めまたは権利者の商業秘密保守に関する要求に違反して具有している商業秘密を披露、使用する、あるいは他人の使用を許諾する行為
- (4) 不正取得行為があった事情を知っていた、又は知りうる場合において、他人の商業秘密を獲得し、使用する、あるいは他人の使用を許諾する行為

3. 商業秘密保護の具体的な管理方法について

1) 物的・技術的管理

- (1) 物的管理とは、紙や磁気・光学ディスク等の記録媒体の管理を指す。具体的には、以下の管理方法が採られている。

① 秘密として管理する情報の明確化

例えば、「秘密保持規則」または「商業秘密保持規程」等を制定して、そ

の中に秘密情報の範囲を定め、なるべく詳細に項目を列記する方法を採っている。

- ② 媒体に秘密である旨を表示
- ③ 商業秘密について一般の情報とは分別し、媒体に秘密である旨を表示する。
また媒体にアクセスできる者を制限
- ④ 媒体を施錠可能な場所に保管することで持ち出しを制限
- ⑤ 復元不可能な形で廃棄
- ⑥ 保管場所への入退室の制限等を実施

(2) 技術的管理とは、秘密となる情報自体を管理することを指す。具体的には、以下の管理方法が採られている。

- ① 情報の取り扱いに関するマニュアル等の作成
- ② アクセス権者やアクセス権を設定する管理者を限定
- ③ 外部からの侵入に対する防御措置の確立

2) 人的管理

(1) 中国において、いわゆる「鉄飯碗」という労使関係がなくなった今日、重要な商業秘密に触れる立場にあった従業員が退職し、競合他社に引き抜かれたり、自ら競合関係にある新しいビジネスを立ち上げるケースが頻繁に見られるようになった。よって、前述の商業秘密についての物的・技術的管理に加え、人的管理もかなり重要であり、商業秘密の取り扱いに関するルール等については、日ごろから教育および研修を実施し、周知徹底させる必要がある。

① 役員、従業員について

就職時に労働契約を締結すると同時に誓約書を書かせることにより、役員、従業員について秘密保持義務を課す。役員および技術者等については、別途競業禁止契約も締結する。また、商業秘密として管理すべき情報を知り得た場合（例えば、新しいプロジェクトのメンバーになった場合）その都度、新たに誓約書を提出させ、具体的な守秘義務の範囲を明示する。なお、商業秘密管理規則を制定して、秘密保持を周知徹底させるとともに、定期的に社内教育を行う。または、就職時労働契約を締結すると同時に秘密保持契約を締結する。就業規則の中にも、秘密保持および競業制限について詳細な規定をおく。

② 派遣社員について

派遣社員については、多くの企業は、派遣社員と同程度の業務に従事して

いる自社の従業員に対して課しているのと同等の秘密保持義務を遵守するよう派遣契約、就業規則等に規定をおく。

③ 退職者について

退職時に秘密保持および競業避止に関する契約を締結し、具体的な商業秘密を特定して退職後も秘密保持義務を負わせると同時に、対価を支払うことにより合理的な範囲と期限における競業避止義務を課す。また、退職時に退職者が占有している会社の商業秘密に関する媒体等をすべて会社に返還するよう要求する。

④ 取引先について

取引中において商業秘密を開示する必要がある場合、交渉の段階で取引先と秘密保持契約を締結して、自社の商業秘密について取引先（その従業員を含む）に秘密保持義務を負わせると共に、取引先の商業秘密についても自社の秘密保持と同等の保護、管理を行う。

4. 法的責任

1) 行政責任

「不正競争防止法」に違反して商業秘密を侵害した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じなければならず、情状によって、一万元以上二十万元以下の料金を課す。

2) 民事責任

「不正競争防止法」に違反して被害事業者に損害を与えた場合、損害賠償責任を負わなければならない。被害事業者に対する損害が計算しにくい場合、賠償額は侵害者が侵害期間に侵害行為により得た利潤とする。被害事業者はその合法的な権益が不正競争行為により損失を受けた場合、人民法院に訴えを提起することができる。

3) 刑事責任

「中華人民共和国刑法」が規定する商業秘密侵害行為に該当し、権利者に重大な損害を与えた場合は、3年以下の有期懲役または拘束に処し、罰金を併科または単科する。極めて重大な結果を生じさせた場合は、3年以上7年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。

以上